

鹿屋市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市介護保険法施行細則（平成18年鹿屋市規則第127号）の一部を次のように改正する。

別記第32号様式を次のように改める。

第32号様式（第32条関係）

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ.....		
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
		年 月 日	
居宅サービス計画作成を依頼（変更）する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地 〒	
		電 話 番 号	
居宅介護支援事業所番号		サービス開始（変更）年月日	
.....		年 月 日	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
鹿屋市長 様			
上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画作成を依頼することを届出します。			
年 月 日			
被保険者 住 所		電 話 番 号	
氏 名			
居宅サービス計画作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。			
年 月 日 氏 名			

- 注 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに鹿屋市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず鹿屋市に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

保 険 者 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格	<input type="checkbox"/> 届出の重複
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者事業所番号	
	

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。